

平成19年度 NHKと関連団体との取引について

平成19年度のNHKと関連団体との一定規模以上の取引については、以下のとおりです。

1. 対象とする取引の規模

平成19年度に締結した支出の原因となる契約のうち、以下の金額(注)を超えるもの(以下「取引」と称する。)としました。

- ・工事または製造 250万円
- ・財産の買い入れ 160万円
- ・物件の借り入れ 80万円
- ・その他の役務 100万円

(注) 経理規程第51条に基づき、少額のものとして随意契約できる場合の金額を基準とし、当該基準を超える取引を対象としています。

2. 取引の総件数および取引総額

取引の総件数は1,451件、取引総額は1,201億円でした。

3. 取引の分野別内訳

取引の分野別内訳は、以下のとおりでした。

区 分	件 数	金 額 (億円)
番組制作関係業務	290	772
技術関係業務	942	250
営業・広報関係業務	102	121
管理関係業務	117	57
計	1,451	1,201

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しているため合計が一致しない場合があります。以下同じ。

(参考) 平成18年度 計	1,217	1,051
---------------	-------	-------

4. 取引の評価

NHKの経理規程および業務委託基準に基づき求められる要件を満たしているかどうか、特に随意契約の要件を満たしているかどうかを、NHK自ら全件を点検しました。

また、金額で全体の約9割を占める1件3,000万円を超える取引については、外部有識者で構成する「入札契約委員会」の点検・助言を受けています。

その結果、基本的にはいずれも要件を満たしていると判断しました。随意契約については、引き続き、見直しの余地がないかを点検し、やむを得ないものを除いて、順次可能なものから競争契約への移行に努めていきます。

随意契約の理由別の内訳は、次のとおりです。

区 分	件 数	金額 (億円)
① 公共放送サービスの質を確保するため、関連団体のノウハウを活用することが不可欠な業務委託	178	953
－1 放送番組の企画・制作とそれに関連する放送分野の業務委託	110	754
－2 放送施設の管理、放送番組の周知宣伝、受信料徴収に関する業務等の支援分野の業務委託	68	198
② 契約の性質または目的が競争に適しない場合	1,000	131
－1 NHKの業務運営上、特殊の物品または特殊の技術を必要とするとき	866	123
－2 特許・実用新案・著作権など独占的な権利の許諾を必要とするとき	16	0.7
－3 既設設備の改修・管理・保守関連のとき	118	7
③ 緊急の必要により競争を行う時間がない場合	14	0.7
④ その他特別な事由がある場合	8	20
計	1,200	1,106

(注) 複数の理由に該当する契約については、そのうちの主なものに区分しています。

(参考) 平成18年度 計	1,061	1,022
---------------	-------	-------

このほか、競争契約(入札・企画競争等)は251件、94億円でした。

(参考) 平成18年度の競争契約は156件、28億円。

(関連団体の役割)

関連団体は放送法に基づいて出資・設立されたもので、NHKの業務を補完・支援することを基本とし、業務の効率的推進を主な目的としています。各関連団体は、公共放送にふさわしい番組の制作や放送設備の維持・管理などに関する優れた技術や専門的な知識をNHKから承継しており、NHKと共同して公共放送事業を遂行しています。

公共放送としての役割を果たすためには、これらの専門能力を活用することが不可欠となります。

また、「平成18～20年度 NHK経営計画」に掲げた職員削減計画に基づき、組織の統廃合、業務の集約・再編成とともに、関連団体を活用した業務のアウトソーシングを推進しています。

その結果、放送番組の制作、制作・送出技術、受信料関係の事務処理等の業務の一部を、必要なノウハウを持っている関連団体へ新たに委託したことにより、平成19年度の随意契約額は増加しています。

(番組制作業務の委託)

関連団体との取引の大部分は「番組制作業務の委託」が占めています。

番組の制作委託にあたっては、公共放送にふさわしい番組としての品質管理が求められるため、一定水準の制作能力とノウハウが必要となります。美術や制作技術などの番組制作に関連する業務も、固有の技術と経験が必要です。

番組の企画制作は、番組1本ごとに内容や制作手法がすべて異なるという特性があり、競争入札にはなじまないため、どのような番組を制作し放送するかを決定する段階で、制作費の効率性にも配慮しながら、企画提案の内容によって採否を決定しています。

(随意契約の適正化の取り組み)

NHKでは、競争性確保の観点から関連団体への業務委託のあり方を検討し、これらの見直し結果を含めた「随意契約見直し計画」を策定して、随意契約の適正化に取り組んでいます。番組の企画制作については、今後さらに、企画の公募や審査の透明性などのルールを整え、企画競争を順次拡大することを検討しています。

また、随意契約を継続するものは、外部監査法人による実地調査を実施して関連団体が実際に支払った額を確認するなど、契約金額の妥当性の検証をより積極的に行っていきます。

<関係する諸規定>

放送法第9条の2の2

協会は、・ ・ ・(中略) ・ ・ ・第9条第1項又は第2項の業務^{*}を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、・ ・ ・(中略) ・ ・ ・第9条第1項又は第2項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

同 第9条の3

協会は、・ ・ ・(中略) ・ ・ ・第9条第1項の業務^{*} ・ ・ ・(中略) ・ ・ ・については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

2 前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第9条第1項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならない。

(第3項 略)

(*) 放送法第9条は、第1項でNHKの本来業務(テレビ、ラジオの放送等)、第2項で任意業務(本来業務に附帯する業務等)を定めている。

関連団体運営基準 第21条

NHKは、関連団体との一定規模以上の取引について、毎年度その取引が適正に行われているかどうかの評価を取りまとめて、理事会および経営委員会に報告し、公表する。

経理規程 第51条

契約は、競争によることを原則とする。ただし、次の場合には随意契約とすることができる。

- (1) 契約の性質または目的が競争に適さないとき
- (2) 緊急の必要により、競争に付している時間がないとき
- (3) 法令その他これに準ずるものにより価格が明らかなきとき
- (4) 少額のもの
- (5) その他競争に付すことを適当としないとき

2 第1項の競争は、入札、プロポーザル、競争見積等適切な方法をもって行う。

業務委託基準 第3条第1項

協会は、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、競争契約を原則として、当該委託業務を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、当該委託業務の内容、実施方法及び実施期間、経済性等を考慮し、業務の遂行上最も適切と認められる者を、受託者として選定する。

業務委託契約要領

2. 受託者の選定

受託者の選定にあたっては、契約の公正性および透明性を確保するため、次による場合を除き、競争によることを原則とする。

- (1) 公共放送サービスの質を確保するため、当該業者のノウハウを活用することが不可欠な場合
- (2) 削除
- (3) 著作権、特許権等の排他的権利の保護との関連で業者が限定される場合
- (4) 既設設備との関連で業者が一者に限定される場合
- (5) 緊急の必要により競争に付している時間がない場合
- (6) その他特別な事由で業者が一者に限定される場合

3. 業務委託費の算定

NHKが支払う業務委託費は、委託業務の内容に照らし社会的に公正かつ妥当で、経済的なものでなければならない。(以下、略)